

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございま
す。よろしくお願ひいたします。

会議録についてお伺いいたします。

会議録は、憲法第五十七条にも規定されるよう
に重要なものであり、その重要性については議院
運営委員会理事会や委員会質疑で幾度も取り上げ
てきたところです。二〇一六年四月、二〇二一年
五月の本院決算委員会においては、衆参両院事務
総長から、会議録は議会制民主主義にとり大変重
要な役割を担い、だからこそ院に永久に保存され
る宝物である旨答弁があつたところです。

今議運委員長からお話をございましたとおり、今
日はこの前段で議院運営委員会理事会、庶務関係
小委員会、図書館運営小委員会、そしてこの議院
運営委員会に至っておりますが、先ほど開会され
ました議院運営委員会庶務関係小委員会等で本院
は会議録を残していません。その理由についてお
伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 第一回国会では、庶
務小委員会でも会議録が発行されたこともござい

ました。一方で、当時は速記者の数が少ない等の事情もありまして、常任委員長懇談会において、応急対策として、速記を付するのは必要の限度にとどめ、特に小委員の会議には原則として速記を付さないこととの申合せが行われたこともあり、庶務小委員会に速記が付されなくなりました。

以後、これが慣例となり、会議録が発行されてこなったものと考えられます。

○吉川沙織君 今事務総長の答弁の中で第一回国会ではというお話がありました。この第一回の常任委員長懇談会における応急対策を御紹介いただきまし��れども、例えば第一回国会、昭和二十二年九月二十七日の本院議院運営委員会において議院運営委員長は、「速記者のほうも数が足りませんので大分疲労しておる者もあるような状態になつております。」といふ、こういう事情に鑑みて、応急対策として小委員の会議には付さないと、この慣例がずっと今も生きているということだと思います。

私自身も、先ほどの庶務関係の小委員会で質疑する内容とこちらで質疑する内容は、機微に触れるもの、それから細かいものと分けておりますので、懇談部分は伏せていいと思うんです。ただ、前段の説明の部分、何時に懇談に入つて何時に懇談が終わるという形で、そういう会議があつたこと自体はやはり残すのが筋ではないかと思います

ので、また問題提起をしていきたいと思つています。

この会議録について、参議院規則第百五十六条では、「会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。」とされていました。本院は会議録速成システムを平成二十年から運用していると承知しておりますが、この会議録速成システムを速記法とする整理をされているのか否か、見解をお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 現行の会議録速成システムにつきましては、参議院規則第百五十六条に言う速記法に当たると整理し、平成十七年七月二十二日の議院運営委理事会において導入を御了承いただいております。

○吉川沙織君 昭和四十三年十一月発行の会議録事務提要によれば、「もし将来機械技術の進歩になつております。」といふ、こういう事情に鑑みて、応急対策として小委員の会議には付さないと、この慣例がずっと今も生きているということだと思います。

ます。

ただ、昔は速記符号を使った速記者の皆さんが高いに起きていたたいていました。私も、一〇〇七年、平成十九年の通常選挙で本院に議席を預かって以降、質疑のたびに記録部の皆さんにお世話をなる中、いろんな技術の蓄積と

かそういうことに触れてきましたが、この速記符号を用いた速記法を使用できる職員の採用は平成十八年度で終了しています。

そこで、お伺いいたします。速記職の原稿作成者がゼロになる時期はいつか、まず教えてください。

○事務総長（岡村隆司君） 従来、速記職の原稿作成者がゼロとなり全員校閲となるのは、七年後の二〇二九年頃の見込みでしたが、今後、六十五歳への定年引上げが予定されていることから、若干遅くなる可能性がござります。

○吉川沙織君 では、速記職から校閲者になつて、それは後ろにスライドすることを意味しますけれども、速記職の校閲者がゼロになつてしまふ時期の見通しについて教えてください。

○事務総長（岡村隆司君） 六十五歳定年を前提として試算いたしましたと、速記職採用職員が全員退職するのは二十九年後の二〇五一年度頃の見込みでござります。

○吉川沙織君 速記職の皆さんはもう近い将来ゼロになつて、校閲の皆さんもいかはゼロになつてしまします。そういう中において、例えば地方公聴会ですとか、議院運営委員会、今はコロナ対策でこのシステムが使える第一委員会室で行っておりますけれども、本来行つていた場所はそういうシステムがない議長応接室で行つておりまし

た。

また、本来あつてはなりませんけれども、採決の強行時に議場騒然、聴取不能となつた場合においても、速記職のスキルを持った皆さんがいるからこそ聞き取れるとか、そういう状況が分かるとか、そういったことによつて会議録が残つている場合もあります。

ですから、そういったシステムが使えない場合、会議録の作成方針というのこれからどう考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 現在、本院では院内テレビ中継の映像音声を視聴しながら原稿作成を行つておりますが、院内テレビ中継のない会議につきましても、会議室において音声を収録し、これを基に会議録速成システムを使用して原稿を作成しております。

引き続き、正確な会議録の迅速な作成に努めてまいります。
○吉川沙織君 先ほどの庶務関係小委員会でも議論したこと踏まえて是非お願ひしたいと思います。

冒頭、この委員会の冒頭でも申し上げましたとおり、会議録は憲法第五十七条第二項に規定がございます。第二項、憲法第五十七条第二項においては、本会議の記録を保存し、原則として公表するところが規定されていますが、会議の記録、そし

て公表とは何を意味するのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 逐条解説等によりますと、憲法五十七条第二項に言う会議の記録とは、議事の内容についての諸事項を掲載した文書であると解されています。また、同項に言う公表とは、一般に発表し、誰もが見ることのできる状態に置くことと解されています。

○吉川沙織君 今、五十七条第二項のそれぞれ、会議の記録と公表について意味するところについて答弁をいただきましたけれども、議事の内容を一言一句記録した会議録は事後的に会議の様子を知るための伝統的な手段ではありますが、映像及び音声による記録、インターネット中継は公式な記録と位置付けられているのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 会議録につきましては憲法や参議院規則に規定されておりますが、インターネット審議中継については法規に規定はなく、議院運営委員会理事会の決定により実施されているものでございます。

また、先ほどお答えしましたとおり、憲法五十七条に言う会議の記録は、議事の内容についての諸事項を掲載した文書であると解されております。したがいまして、インターネット審議中継やビデオ・オン・デマンドによる映像の提供は憲法に言う会議の記録には当たらず、これとは性格が異な

るものでございます。

○吉川沙織君 映像音声は臨場感に優れるというメリットがあるものの、文書で保存してきた記録の継続性や、電子媒体の場合というのは、一定期間で媒体が容量が大きくなつて時代によってどんどん変わっていく、そういうた媒体を変えていかなければいけないといった大きな課題もござります。

また、会議録では法規によつて発言の訂正や削除も認められていること、映像によつては議長の許可のない発言も残つてしまふことなど、考え方を整理すべき点が多くあります。

院として記録を保存していく責務を果たすためにも、正確性、速報性を確保しつゝ会議録を作成していくことは必要不可欠であると思ひます。

最後に、コロナ禍における一つ質問をさせていただきたいたいと思います。

今も第六波と言われるような感染拡大状況下にありますが、参議院事務局として、私たちの議員活動は事務局の皆さんによってお支えいただいている部分がたくさんございます、その参議院事務局として、業務継続の観点から対応をどのようにされようとしているのか、お伺いします。

○事務総長（岡村隆司君） 新型コロナウイルスオミクロン株につきましては、今後、感染者数が更に増加した場合には、本院職員にも出勤できな

い者が増え業務継続に支障が出かねないものであり、事務局といったしましても、これまでにない危機感を持つて状況を注視しているところでござります。

そこで、各課室の管理職を中心に改めて感染防止対策を徹底するとともに、事務局機能を維持し業務を継続するため、常会までの業務予定を見据えた上で対応を指示しております。

具体的には、各課室において出勤できない人員が複数名出ることを想定し、他の係や部内の応援等、業務のバックアップ体制を構築、再確認することとしております。また、職員の間で感染が拡大しないよう対人接触機会を極力低減するという観点から、在宅勤務の活用、電子決裁、ウェブ会議等の活用による対面の会議、打合せの縮減を行うこととしております。

○吉川沙織君 来週月曜、一月十七日から常会も開会をすることになります。難しい中での立法府としての活動になりますけれども、与党、野党関係なく、国民のための議論を行う参議院でありますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。